

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 大台町社会福祉協議会

次の原則をふまえ地域の特性を生かした活動をすすめていきます。

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動をすすめていきます。
- (2) 住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動をすすめていきます。
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民のニーズ、地域の福祉課題に対応して開拓性・即応性・柔軟性を発揮した活動をすすめていきます。
- (4) 公私の社会福祉および保健・医療・教育・労働の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動をすすめていきます。
- (5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動をすすめていきます。

令和2年度の事業推進に当たっては、引き続き町財政が厳しい状況であることから、限られた予算の中で効率の良い事業を実施していくために、再度サービスの内容を精査し、見直しを行います。また、福祉基金につきましても昨年同様1000万円を取り崩し、事業に充てることを考えていますが、早期に事業収入の回復を目指し経営の安定化を図っていきます。

しかし、社会福祉協議会としては、福祉サービスの低下を極力招かないように、町総合計画の推進のために、社会福祉協議会としての役割を果たすべく、地域福祉を推進する組織として、関係機関との協働体制を重視しながら、地域住民の方が、安心安全に生活できるように、地域の課題、ニーズを把握していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業について多くの事業を社会福祉協議会が実施させていただく中で、今後の住民の方の真の予防につながるようなサービス内容の実施につなげていきたいと考えています。

また、高齢者の方が自由に参加していただける場所としてつどいの場の午後「ふれあいサロン笑楽」事業を引き続き実施し、地域住民が気軽に集い、交流することのできる場所を提供する事により、介護予防や顔の見える関係を築き地区の見守りとつながりを深めていき、将来自分が介護が必要にならないために、介護予防や運動の場として、利用をしていただきます。

防災面では南海トラフ巨大地震の発生が危惧されていることから、災害対策の重要な取り組みとして、災害ボランティアセンターの役割がある社会福祉協議会としては、災害ボランティアコーディネーター連絡会を組織し、研修会や図上訓練を重ねることにより、災害時の活動がスムーズに実施できるようにしていきます。

また、介護保険外のサービスの実施のための事業化に向けて取り組むことと、その担

い手となるボランティアの育成をすすめ、組織化に向けて取り組みをします。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、町内の困窮者の自立支援に向けて県の相談支援センターと協力をしながら対応をしていきます。

平成31年4月から日常生活自立支援事業が基幹型社協実施事業から、全市町社協が実施する事となり、当社協においても、その体制を整備し町民の皆さんのニーズに対応できるようにしていきます。

地域福祉センターは経年劣化による施設の改修が必要となってきた部分が増加傾向であり、給排水設備やふれあい会館と共同で設置しております浄化槽にも不具合が生じてきており、今後も行政と協議を進めながら町民の皆様が快適に利用できるよう、適切な修繕及び施設の維持管理を行っていきます。

一方、訪問介護サービスにつきましては、団塊の世代による介護認定者が今後増加し、在宅介護のニーズが増加する事が見込まれることから、訪問介護事業所の人的な充実が必要となり、ホームヘルパーのニーズが増加する事が予想されることから、町や関係機関と協力しながらその養成を実施し、ヘルパー不足の解消に努めていきます。

高齢者の安否確認見守り事業としては、給食・配食ボランティアの方々の協力を得て宮川地区が月4回、大台地区が月3回の高齢者配食サービス事業を行っており270人余の独居高齢者が弁当配食と併せて見守り訪問を受けています。

町から受託事業の就労継続支援B型事業所「ジグソー工房」の事業については、年々利用者も増加してきている中、減少傾向にある内職作業に加え、無人販売所等の苗事業を積極的に進めていく事で、利用者の作業時間の確保、売上の増にもつなげています。また、地域のボランティアさんの協力も得ながら野菜の生産にも取り組んでいきます。

職員の自己研鑽対策と致しまして、必要な職員研修を行うとともに、社会福祉協議会の事業を住民の皆さんに周知していく事業として、第4回「社協まつり」を実施していきます。

このような事業を展開していく中で、町民の皆さんが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるよう支援し、皆さんと一緒に新たな地域コミュニティの構築を目指していきます。

## 事業計画

### 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 評議員選任解任委員会の開催

- 2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (1) ボランティア活動助成
  - (2) 福祉団体活動支援事業
- 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (1) 日本赤十字会員増強・会費募集運動
  - (2) 機関紙の発行
- 4、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  - (1) 民生委員・児童委員協議会との連絡調整
- 5、共同募金事業への協力
  - (1) 共同募金・歳末たすけあい募金運動
- 6、福祉センター管理運営事業の実施
  - (1) 地域福祉センターの管理運営
  - (2) 宮川福祉センターの管理運営
- 7、地域包括支援センター職員派遣事業の実施
  - (1) 地域包括支援センター職員派遣事業
- 8、福祉用具貸与事業等の実施
  - (1) 福祉用具貸与事業
  - (2) 福祉車両の貸し出し事業
- 9、就労継続支援B型事業の実施（ジグソー工房）
- 10、介護予防・生活支援サービス事業の実施
- 11、一般介護予防事業の実施
- 12、生活支援体制整備事業の実施
- 13、居宅介護支援事業の実施
  - (1) 訪問調査の実施（介護保険認定調査）
- 14、老人デイサービス事業の実施（通所介護）
- 15、身体障がい者デイサービス事業の実施
- 16、知的障がい者デイサービス事業の実施
- 17、老人居宅介護等事業の実施（訪問介護）
- 18、身体・知的・精神障害者居宅介護等事業の実施
- 19、生活福祉資金貸付事業の実施
- 20、心配ごと相談事業の実施
- 21、地域福祉金庫貸付事業の実施
- 22、シルバー人材センター事業の実施

- 23、相談支援事業の実施（特定、障害児、一般）
- 24、生活困窮者自立支援事業の実施
- 25、ふれあいサロン笑楽事業の実施
- 26、社協まつりの実施
- 27、高齢者相談事業の実施
- 28、生活支援コーディネーター事業の実施
- 29、福祉サービス利用援助事業の実施（日常生活自立支援）
- 30、地域の支え合い組織の育成事業の実施
- 31、家族介護教室事業の実施
- 32、家族介護者交流事業の実施